

令和4年度

(下期) 恵庭市水道事業業務状況説明書

恵庭市公営企業

令和4年度（下期）恵庭市水道事業業務状況説明書

（令和5年3月31日）

1. 事業の概況

(1) 給水人口	69,559人	
(2) 総給水量	6,815,565 m ³	
(3) 一日平均給水量	18,673 m ³	
(4) 主要な建設改良工事（消費税込み）		
	工事発注額	予算執行率
ア. 配水管整備事業等	432,498,000円	95.0%
イ. メーター取替事業	105,611,809円	87.9%
合計	538,109,809円	93.5%

2. 計理の状況

(1) 予算執行状況

(令和5年3月31日)

(ア) 収益的収入及び支出

(収入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業収益	1,653,620,000	1,668,732,040	100.9	
第1項 営業収益	1,591,498,000	1,600,369,223	100.6	
第2項 営業外収益	62,122,000	68,362,817	110.0	
第3項 特別利益	0	0	0.0	

(支出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業費用	1,515,635,000	1,480,178,561	97.7	
第1項 営業費用	1,486,823,896	1,453,624,076	97.8	
第2項 営業外費用	25,811,104	25,811,104	100.0	
第3項 特別損失	1,000,000	743,381	74.3	
第4項 予備費	2,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(イ) 資本的収入及び支出

(収 入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的収入	326,900,000	309,200,000	94.6	
第1項 企業債	290,000,000	290,000,000	100.0	
第2項 補助金	0	0	0.0	
第3項 出資金	36,900,000	19,200,000	52.0	

(支 出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的支出	839,088,000	795,353,826	94.8	
第1項 建設改良費	664,516,000	622,782,512	93.7	
第2項 企業債償還金	172,572,000	172,571,314	100.0	
第3項 予備費	2,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(2) 損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

単位：円

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,353,091,416		
(2) 受託事業収益	41,491,501		
(3) その他営業収益	<u>66,006,635</u>	1,460,589,552	
2 営業費用			
(1) 受水費	678,442,371		
(2) 配水及び給水費	94,066,342		
(3) 受託工事費	4,550,000		
(4) 総係費	155,891,331		
(5) 減価償却費	404,111,155		
(6) 資産減耗費	<u>36,214,484</u>	<u>1,373,275,683</u>	
営業利益			87,313,869
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	248,901		
(2) 他会計負担金	1,847,000		
(3) 長期前受金戻入	63,035,895		
(4) 雑収益	<u>3,051,840</u>	68,183,636	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	19,873,704		
(2) 雑支出	<u>43,712</u>	<u>19,917,416</u>	<u>48,266,220</u>
経常利益			<u>135,580,089</u>

5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>743,381</u>	<u>743,381</u>	<u>△ 743,381</u>
当期純利益			134,836,708
その他未処分利益剰余金変動額			125,370,002
当期末処分利益剰余金			<u>260,206,710</u>

(消費税抜き)

(3) 貸借対照表

(令和5年3月31日)

単位：円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

15,691,291,365

減 価 償 却 累 計 額

△ 6,828,216,396

有 形 固 定 資 産 合 計

8,863,074,969

(2) 無 形 固 定 資 産

48,538,245

無 形 固 定 資 産 合 計

48,538,245

固 定 資 産 合 計

8,911,613,214

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

929,172,056

(2) 未 収 金

111,624,558

(3) 貯 蔵 品

8,444,859

(4) そ の 他 流 動 資 産

1,000,000

流 動 資 産 合 計

1,050,241,473

資 産 合 計

9,961,854,687

(消費税抜き)

負債の部

3	固定負債		
	(1) 企業債	1,655,723,302	
	(2) 修繕引当金	63,910,980	
	(3) 特別修繕引当金	63,980,000	
	固定負債合計	1,783,614,282	1,783,614,282
4	流動負債		
	(1) 企業債	159,702,473	
	(2) 未払金	117,714,808	
	(3) 未払費用	1,094,032	
	(4) 前受金	478,119	
	(5) 引当金	7,874,570	
	(6) 預り金	117,713,181	
	流動負債合計	404,577,183	404,577,183
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金	2,731,365,982	
	(2) 長期前受金収益化累計額	△ 1,542,801,033	
	繰延収益合計	1,188,564,949	1,188,564,949
	負債合計	3,376,756,414	3,376,756,414

資 本 の 部

6	資 本 金				
	(1) 資 本 金	合 計		<u>5,706,334,483</u>	5,706,334,483
7	剰 余 金				
	(1) 資 本 剰 余 金			618,557,080	
	(2) 利 益 剰 余 金			<u>260,206,710</u>	
	剰 余 金 合 計				<u>878,763,790</u>
	資 本 合 計				<u>6,585,098,273</u>
	負 債 ・ 資 本 合 計				<u><u>9,961,854,687</u></u>
					(消費税抜き)

3. 令和5年度予算

令和5年度 恵庭市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度恵庭市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	69,733 人
(2) 年 間 総 給 水 量	6,756 千 m^3
(3) 一 日 平 均 給 水 量	18,458 m^3
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア. 配 水 管 布 設 替 工 事	3,885 m
イ. 配 水 管 布 設 工 事	335 m
ウ. メ ー タ ー 等 設 置 工 事	4,042 件

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	1,666,353 千円
第1項	営業収益	1,604,493 千円
第2項	営業外収益	61,860 千円
支 出		
第1款	水道事業費	1,527,829 千円
第1項	営業費用	1,491,359 千円
第2項	営業外費用	33,470 千円
第3項	特別損失	1,000 千円
第4項	予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 459,531千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的
収支調整額 38,622千円、過年度分損益勘定留保資金 420,909千円で補てんするものとする)

収 入

第1款	資本的収入	230,730千円
第1項	企業債	224,000千円
第2項	補助金	2,730千円
第3項	出資金	4,000千円

支 出

第1款	資本的支出	690,261千円
第1項	建設改良費	528,558千円
第2項	企業債償還金	159,703千円
第3項	予備費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略改定事業	令和5年度～令和6年度	6,193 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上 水 道 事 業 債	千円 224,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め 40年以内とし、償還は毎年度2 期元利均等又は元金均等償還と する。 ただし、特別の融資条件の定 めがあるときはその条件による。 2. 企業財政の都合によって償還 期限を短縮し、若しくは繰上げ 償還をし又は低利債に借換する ことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用と特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費（法定福利費を含む）

139,641 千円

(2) 交際費

10 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、72,188千円と定める。

令和5年2月16日 提出

恵庭市長 原 田 裕